

広報 あんなか

9/1

vol.174
2020(令和2年)



災害から身を守る

備えあれば
憂いなし



非常持ち出し品の一例です。
家族構成を考慮して必要なものを
準備してください。

ハザードマップをどう活用するの？



- 自宅や勤務先周辺などの危険箇所を確認する
- 避難する場所や避難経路など避難行動を確認する

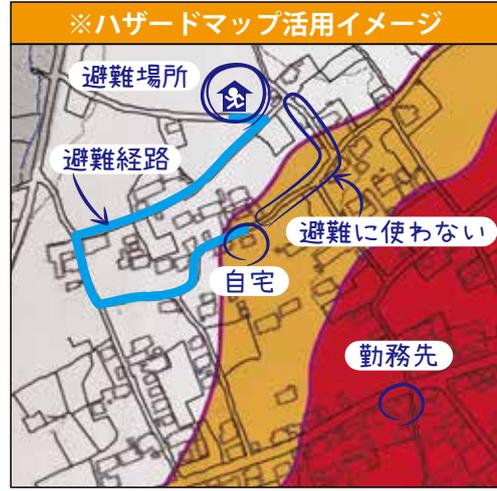
※地震や水害、土砂災害などあらゆる場面を想定しておきましょう。

※災害について、家族や親戚と話し合うことや実際に避難経路を歩いてみることも大切です。

ハザードマップを掲載している「安中市災害対応ガイドブック」は困危機管理課または総務管理課でお渡しできます。また、市ホームページからもご覧になれます。



身 近な危険箇所を 事前にハザードマップ を使って確認



土砂災害（がけ崩れ）

警戒区域 特別警戒区域

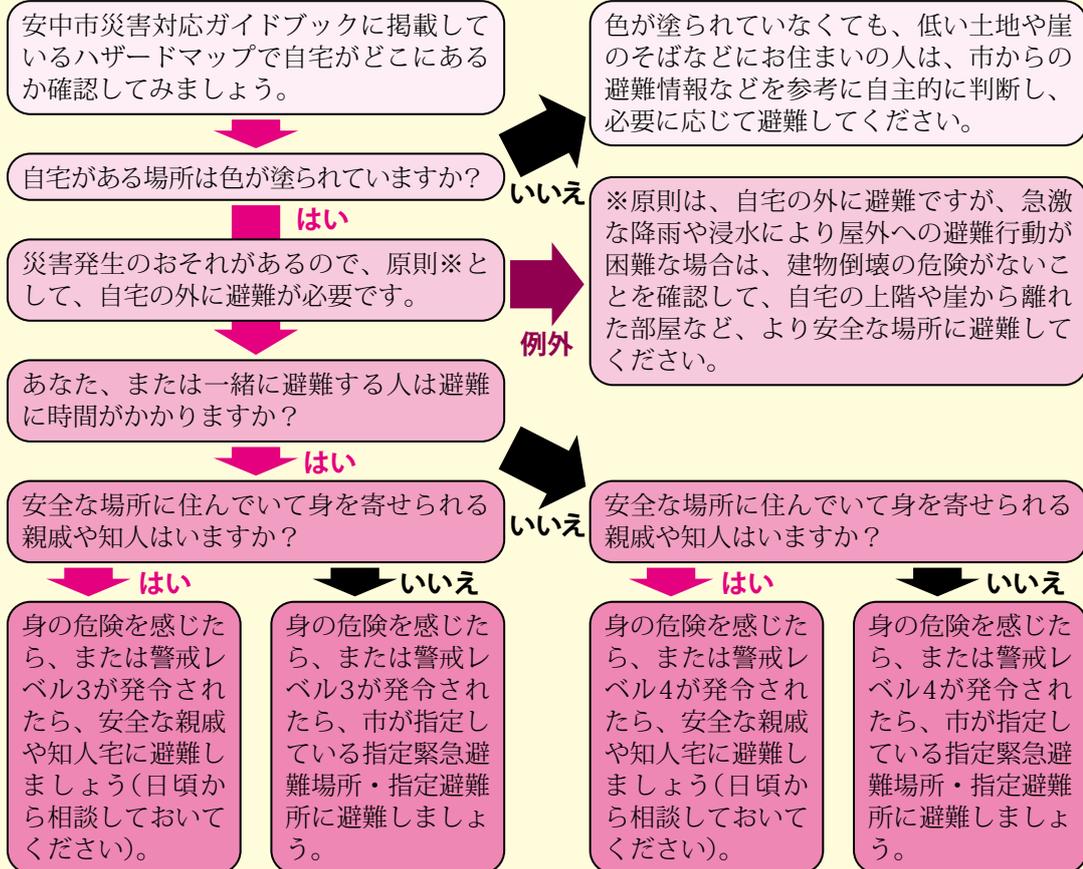
※実際のハザードマップとは異なります。

備えあれば 憂いなし

災害から身を守る

あなたがとるべき避難行動は？ 避難行動判定フロー

スタート



近年、全国各地で激甚化した豪雨や地震などの災害が発生しています。本市においても、昨年10月に台風第19号が接近した際にも市内全域に避難勧告を発令しており、今後も災害発生が懸念されます。新型コロナウイルス感染症が終息して

ない現況においても、災害はいつどこで発生するかわかりません。そのため、災害に備えて準備をする必要があります。皆さんの住まいの地域の災害リスクや避難場所・避難経路、避難に必要なものなど、事前に確認しておきましょう。



▼飲食料・水(最低3日間、推奨1週間)、ラジオ、懐中電灯、レインコート、歯ブラシ、洗面用具、包帯(ガーゼ)、手袋、ロープ、ばんそうこう、ティッシュ、マスク、体温計、消毒液、メモ帳など、避難の際に持っていくものを非常持ち出し袋(リュックサックなど)に入れておきましょう。
 ※必要なものは、各々違います。家族構成や性別、年代などを考慮し、必要なものを準備しておきましょう。(例：常備薬、紙おむつ、粉ミルク、介護用品など)

自分に必要なものを しっかり確認しておく

避難所では、必ずしも自分自身に必要なものが揃っているわけではありません。必要なものは各自で必ず準備しておきましょう。



非常持ち出し袋の準備が整ったら、実際に背負ってみましょう。中身が多すぎて持ち上がらない、背負えないなどの場合は、同じ避難所に避難する家族や親戚と分担をしましょう。

市では「警戒レベル」を用いて、避難情報を発令しますので、自分のとるべき行動などをご確認ください

警戒レベル	とるべき行動など	避難情報など	【警戒レベル相当情報(例)】
警戒レベル 5	<ul style="list-style-type: none"> すでに災害が発生しています 命を守る最善の行動をとってください 	災害発生情報 <small>※ 災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 [安中市が発令]</small>	警戒レベル 5 相当情報 大雨特別警報 氾濫発生情報 など
警戒レベル 4 危険な場所から 全員避難	<ul style="list-style-type: none"> 速やかに避難先へ避難してください 避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や自宅内より安全な場所に避難してください 	避難勧告 避難指示(緊急) <small>※ 地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令 [安中市が発令]</small>	警戒レベル 4 相当情報 土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 など
警戒レベル 3 危険な場所から 高齢者等は避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間を要する人(高齢の人、障害のある人、乳幼児など)とその支援者は避難を開始してください その他の人は避難の準備をし、自発的に避難してください 	避難準備・ 高齢者等避難開始 <small>[安中市が発令]</small>	警戒レベル 3 相当情報 洪水警報 氾濫警戒情報 など
警戒レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> 「安中市災害対応ガイドブック」などにより、災害リスクや避難場所、避難経路、避難のタイミングなどを再度確認し、避難に備えてください 	洪水注意報 大雨注意報など <small>[気象庁が発表]</small>	これらは、住民が自発的に避難行動をとるために参考とする情報です。
警戒レベル 1	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報などの最新の情報に注意するなど、災害への心構えを高めてください 	早期注意情報 <small>[気象庁が発表]</small>	

(国土交通省、気象庁、都道府県が発表)

※各種の情報は、警戒レベル1~5の順番で発令・発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。避難情報や避難所の開設情報は「防災行政無線」、「安中市メール配信サービス」、「安中市公式ツイッター」、「テレビのdボタン(NHKデータ放送)」などにて、ご確認ください。

令和元年台風第19号の経験をいかして

市は、昨年10月に東日本を中心に猛威を振るった台風第19号が接近した際に、市内全域に避難勧告を発令しました。市では、その経験をいかし、あらゆる災害に備えています。

また、新型コロナウイルス感染症が終息していない現況では、感染を防止することも重要になります。

このことから、避難所開設・運営の対応力向上および避難所関係者の連携強化を図ることを目的として、各避難所の鍵を保有している区長、各地区代

表区長および市職員（避難所開設責任者、保健師）を対象とした訓練を実施しました。

避難所開設・運営の要点および感染症対策の説明、模擬受付、段ボール間仕切りの設置体験、安中消防署長による講話などを通して、地域と行政が一体となり、災害に備えています。

また、各地区民児協会長、自主防災組織の代表者なども訓練に参加し、地域の防災力向上も図っています。



▲感染症対策を講じた、避難者の受付



▲受付では健康チェックリストと避難者カードを記入します

実際に避難してみても～避難者の声～

○東日本大震災のあと、すぐ避難できるように保存食など必要なものをリュックサックに詰め用意していました。しかし、実際に避難する時になって心配になり、はじめからやり直したので日頃から確認しておくことが大切だと思いました。

○避難所に行ってみたら想像していた以上に何もなかったもので、今度、避難する際には、必要なもの（すぐに食べられる物や飲み物、毛布など）は自分で用意して持っていきます。

○避難所は思いやりの気持ちを持ち、協力することが大事だと認識できました。また、日頃からの近所付き合いや地域のつながりが重要だと思います。

○まわりにいつも人がいて日常生活とは全く違う環境なので、かなり疲れました。もしまた同じような状況になった時には、避難所は利用せずに、安全な場所にある親戚の家などに行くことも検討しようと思います。



おさえとおきたい避難行動

？ 避難情報が発令されたら、絶対避難しなきゃいけないの？

避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人は、あえて避難所に行く必要はありません。自宅の安全が確認できたら、自宅で避難してください。

？ 避難する場所って避難所だけ？

避難する場所は、学校の体育館や公民館などの指定避難所だけではありません。安全な場所にある親戚や友人宅などに避難することを日頃から検討してください。また、ホテルや旅館などの活用も検討してください。

？ 地区ごとに対象となっている避難所にしか避難できないの？

指定避難所の対象地区については、あくまで目安として最寄りの指定避難所を対象としていますので、市内の指定避難所のどこに避難しても構いません。

？ 避難所には物資がそろっているんだよね？

市では、飲食料や毛布などの備蓄を進めています。避難する際には、マスクや消毒液、体温計、避難生活に必要なものは、できる限り各自で用意してください。

？ 雨が激しくなったら車で避難すればいいよね？

豪雨時の屋外の移動は、車を含め危険です。気象情報に注意して早めの避難行動をとってください。外出が危険な場合は、自宅の上階や崖から離れた部屋など、より安全な場所へ避難してください。また、やむを得ず車中泊をする場合は、浸水や土砂災害に注意するなど、周囲の状況などを十分に確認してください。

- 指定避難所…地震や風水害などの災害で被災し、自宅で生活できない人が一定期間生活するための施設です。
 - 指定緊急避難場所…災害による危険が迫っている状況で、指定避難所まで避難することに危険を伴う場合などに、緊急的・一時的に身の安全を守るための場所です。
- ※指定避難所および指定緊急避難場所の一覧は、市ホームページで確認できます。



情報を発信しています

防災行政無線 テレホンサービス



防災行政無線の放送を聞き逃した場合や聞き取りづらかった場合などに、放送内容を電話で確認できるサービスです。☎0800-800-3664(通話料無料)

緊急速報メール (エリアメール)



避難勧告などの発令時や気象庁による特別警報の発表時など、緊急性の高い情報を一時滞在者を含む市内にいる人に一斉に配信します。登録不要で無料です。

市公式Twitter



新着情報や防災情報を中心にリアルタイムで発信します。アカウントは「Annaka_City」です。

市ホームページ



市のさまざまな情報を日々発信します。災害発生時などは随時最新情報を更新します。

市メール 配信サービス



気象情報や火災情報、防災情報などをメールで配信します。

「annaka@entry.mail-dpt.jp」へ空メールを送信、または右記二次元コードから空メールを送信し、登録してください(「annaka@city.annaka.gunma.jp」からのメールが受信できるように設定してください)。



問合せ▶ 困危機管理課危機管理係 (☎内線1135)

国民健康保険特定健康診査

後期高齢者健康診査 実施中

☎健康づくり課予防係 ☎内線1172

市内の医療機関で受ける「個別健診」と、決められた日時に各保健センターや公民館などで受診する「集団健診」があります。いずれか一方で受診してください。結果通知については、個別健診は医療機関から、集団健診は市からお知らせします。

☆健診時に持参するもの

- ①ご自身の保険証
- ②特定健康診査(または後期高齢者健康診査)



受診票・受診券
③採尿した尿容器(集団健診のみ)

☆注意事項

- ①朝食は食わずに受診してください(食後に受診すると血糖値などの数値が変わってしまい、正確なメタボ判定ができません)。
- ②受診票・受診券裏面の「質問票」は必ず記入してください(血圧・血糖・コレステロールを下げる薬を服用している人は、必ず「はい」と回答してください)。

健診を毎年受けることが大切

安中市国保では、45%の人が健診を受診していますが、まだ半数以上の人が受診していません。メタボをはじめとする生活習慣病は、自覚症状がないまま進行し、重症化してしまいます。



年に一度は健診を受診し、自分の健康状態をチェックしましょう。安中市国保特定健診を受けた人には、保健

師・管理栄養士による健診結果相談会を無料で実施しています。ご自分の生活を振り返り、健康管理に役立てましょう。

特定保健指導の

対象となったら、必ず利用

安中市国保に加入している40歳から74歳までの人を対象に、特定保健指導を行っています。

特定健康診査の結果や質問票から、生活習慣病発症の可能性が高いと予測される人に、随時「特定保健指導利用券」をお送りしています。自宅に届いた人は必ず特定保健指導を受けましょう。

※健診当日、特定保健指導の対象と見込まれる人には、特定保健指導を健診時に実施しています。今まで、「仕事が忙しい」「日時の予定が合わない」と利用できずにいた人にも、気軽に利用しやすくなっています。

特定保健指導を利用すると

さらに特典が

健診は受けるだけでなく、健診結果をきちんと確認することが大切です



☆特定保健指導とは

特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に対して、医師・保健師・管理栄養士などが、対象者の状態にあった生活習慣の改善に向けた支援を実施することです。

※特定保健指導の実施方法は、医療保険者によって異なります。ご加入の医療保険者にお問い合わせください。



7月5日 水防訓練

西毛総合運動公園野球場東側広場で安中市消防隊水防訓練が実施されました。訓練に先立ち、高崎市等広域消防局に昨年度配備された、津波・大規模風水害対策車と水陸両用バギー車の紹介も行われました。



6月17日 乗合タクシー車両をリニューアルしました

市内で運行している乗合タクシー車両が新しくなりました。車イスでの利用も可能です。乗合タクシーは、主に磯部・中野谷地区、間仁田・岩野谷地区を運行しており、午前は定時路線、午後は予約によるデマンドで運行しています。ぜひご利用ください。



7月10日 受賞おめでとうございます

令和2年度ぐんま輝く女性表彰において、「ぐんま輝く女性チャレンジ賞」を受賞した神戸るみさんが、茂木市長を表敬訪問しました。神戸さんはNPO法人の代表理事として、子育て支援やコミュニティカフェ運営など、幅広い活動が評価されました。



6月23日 協定を締結しました

株式会社CAMPFIREと公共施設等の利活用に関する協定を締結しました。市が保有する未利用施設の活用を検討・実施し、地域力の更なる向上につなげていきます。



7月11日 磯部築がオープンしました

夏の風物詩である磯部築が今年もオープンしました。今年は感染防止に努めながら、8月末日まで営業が行われました。



6月29日 協定を締結しました

東日本電信電話株式会社群馬支店と多分野連携協定を締結しました。この協定をベースに継続的に連携を図り、AI、ロボティクス、IoTなどのICTを活用した地域活性化を共同で推進します。

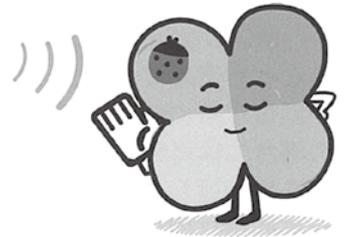


安中市健康増進計画

「いきいき安中健康21」 からのお知らせ

こころの健康 あんしんして 相談しよう 心の悩み

こころの病気は誰でもかかる可能性があり、本人も気づかぬ間に進行していくことも少なくありません。自分の心に耳を傾け、周囲の人と話をする時間をつくりましょう。また、下記の項目に思いあたるがあれば、保健福祉事務所や保健センター、医療機関などに早めに相談することが大切です。



〈こころの病気のサイン〉

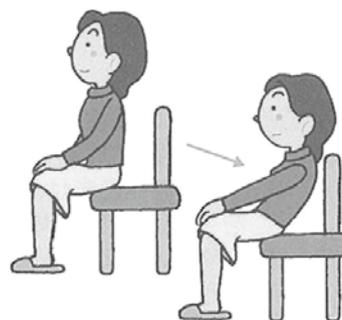
こころのサイン	体のサイン	行動のサイン
<ul style="list-style-type: none"> ・気分が落ち込み元気にならない ・今まで関心があったことに興味を持っていない ・すぐに涙が出る ・何もする気がしない 	<ul style="list-style-type: none"> ・食欲がない ・眠れない日が続く ・体重が減った ・体がいつもだるい ・頭痛や吐き気がする ・便秘や下痢が続く 	<ul style="list-style-type: none"> ・一人でいる時間が増えた ・外出しなくなった ・簡単なミスを繰り返すようになった ・ネガティブな発言ばかりするようになった

身体活動・運動 けんこうな 体のために 運動習慣

元気に体を動かすことで、生活習慣病や認知症、うつなどのリスクを下げることができます。まずは今より10分体を多く動かすことを意識し、日常生活の中で運動習慣を身につけましょう。

たとえば、「今より10分多く歩く」「ながら運動をする」「自転車通勤にかえる」「エレベーターやエスカレーターを使用せず階段を使う」などもそのひとつです。

上体後ろ倒し腹筋



①椅子に浅く座ってあごを引き、お腹をへこませ背中を少しだけ丸める

②上体を後ろへゆっくり倒し、背もたれにつく寸前で止めて10秒キープし、ゆっくり元にもどす

〈回数目安〉

10秒キープ×3回/1日3回

休 養 すいみんは 心と体の エネルギー

よく眠ることは体にとって、とても大切です。安眠できる環境を整えて、質の良い眠りを確保するようにしましょう。

〈安眠のための工夫〉

- ・就寝前は、ぬるめのお風呂や音楽や読書などでリラックス
- ・目覚めたら太陽光を浴び、体内時計を調節する
- ・寝る前にパソコンやスマートフォンの画面を見ない
- ・朝食はしっかり、夕食は早めに控えめに済ませる
- ・日中は散歩や運動などで適度に体を動かす



問合せ▶ 困 健康づくり課予防係(☎内線1172) 次回は10月1日号に『歯の健康・がん』の掲載を予定しています

マイナポイント事業が始まります



「マイナポイント事業」が今月から実施されます。
 マイナポイント事業とは、キャッシュレス決済サービスを利用し、チャージまたは買い物を行った人を対象に、キャッシュレス決済サービスのポイントを上乗せで付与するものです。

付与額 利用金額の25%で上限は5,000円分まで

実施期間 令和2年9月から令和3年3月末まで

マイナンバー総合フリーダイヤル
☎0120-95-0178

平日 午前9時30分～午後8時
 土日祝 午前9時30分～午後5時30分

登録の仕方は

- ①マイナンバーカードの取得
- ②マイナポイントの予約(マイキーIDの設定)
- ③マイナポイントの申込
- ④キャッシュレス決済サービスを利用し、チャージまたはお買い物
- ⑤マイナポイントの付与

※マイナポイントの予約者数には上限がありますのでお早めに予約をお願いします。
 ご自身の端末で行う場合は、**マイナポイントアプリ対応スマートフォンまたは公的個人認証サービス対応のカードリーダーライターが接続されているパソコンで専用アプリ・ソフトをダウンロードしてください。**ご自身の端末で行うことが難しい場合は、**下記に設置してある支援端末をご利用ください。**

支援端末設置場所

困市民課・困住民福祉課・郵便局(簡易郵便局を除く)・セブンイレブン・auショップ・ドコモショップ・ソフトバンク・ヤマダ電機



設置場所は7月20日の情報ですので変更となっている場合もあります。

申込には、マイナンバーカード(4桁の暗証番号)・決済サービスID・セキュリティコードが必要です。
 詳細については総務省のマイナポイントHPをご確認ください。

問合せ▶マイナンバーカード取得に関すること

困市民課窓口係(☎内線1104)

困住民福祉課市民係(☎内線2123)

マイナポイント制度に関すること

困企画課情報政策係(☎内線1023)



地籍調査実施区域のおしらせ

困農林課農村整備係(☎内線2615)



令和2年度地籍調査実施区域
 (で囲まれた区域)

○令和2年度の実施区域

安中市松井田町五料字小竹の一部 I
 (実施区域図を参照ください)

※来年度は安中市松井田町五料の中松原・陣場を予定しています。

地籍調査は、国土調査法に基づき、主に市町村が実施主体となり、皆さんの大切な財産である土地登記の単位となる一筆ごとの土地について調査、測量するものです。また、その成果は登記所(法務局)に送付され、登記簿と地図(公図)として備え付けられることにより、不動産登記の精度が高まり、そ

の後の土地取引の円滑化や行政の効率化に役立つことが期待されます。地籍調査を実施する区域は、毎年度に小字単位を目安に実施地区を決めて進めています。
 今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、説明会は中止とし、郵送での資料送付とさせていただきます。

また、事前準備などのため、実施区域およびその周辺には測量業者など関係者が立ち入ることがありますので、ご了承ください。



男女共同参画推進委員会

第114回

『イマジン』を聞きながら思うこと

安中市男女共同参画推進委員会委員

萩原 豊彦



昨年、「推進委員」に委嘱され、二度ほど委員会に参加させていただいた。その後、「エッセイを書く」ことが新委員の務めと事務局に促され、今回に至っている。結果的に「男女共同参画」について、改めて考えを整理する機会を得ることになった。いくつかの経験をなぞりながら考えてみたい。

50年ほど前、私が10代の頃は、団塊の世代の学生運動や労働運動が華やかなりし時代だった。高崎市内の大通りでは、労働者のデモ行進などを目の当たりに通学していた。ストライキによる通学列車の遅れは、駅員から『遅延証明書』なるものを受け取り、提出すれば「遅刻扱い」にはならなかった。

40年ほど前、私がまだ20代の頃、女性たちの「ウーマン・リブ運動」が脚光を浴びていた。「ジョン・レノン」、「オノ・ヨーコ」の「女性解放・反戦平和」運動なども連動し注目されていた。国会では、古参の参議院議員「市川房枝」が、無所属で全国区トップ当選を果たし、政府に論戦を挑み、理路整然と押し込んでいく姿をTV

で見て感慨を深めたものだ。

この頃「男女平等」を実現させるための「国連婦人の十年」を契機に大きなうねりが起っていた。76年当時、労組青年部の役員をしていた関係で、都内で開かれた全国討論集会に参加した際、婦人部の役員が互いに口角泡を飛ばさんばかりに激論している姿に、男女平等と差別撤廃を求める女性ものすごいエネルギーを感じたものだ。

当時は労組内でさえ「青年婦人部」の呼称を使っていた、青年はおおよそ30歳程度まで、婦人は現役の限り組織内の下部構成員の一人として扱われていた。後に1986年施行の「男女雇用機会均等法」によって、画期的に格差は正が進んだが、「男女共同参画」の時代に生きる現在とは隔世の感がある。

ところで、今にして当たり前となる以前のことを考えた時、女性の地位は大きく向上したと言えるだろうか？ 現実はそのほど甘くなく、女性雇用者の半数以上は依然非正規雇用者として働き、こうした前提の下に経済的な（安上がりの）職場が成り立っている。言葉だけの「女性が輝く社会」が独り歩きし、経済的格差や不平等化が「男女間」を問わず進んでいないだろうか？ 日本社会の行方はどうなっていくのだろうか？

今年12月8日、ジョン・レノンが暗殺され40回目の命日を迎える。奇しくもこの日は太平洋戦争開戦の日でもある。不朽の名作『イマジン』を聞きながら、すべての根源の平和について考える。

安中市消費生活センターからのお知らせ

質問回答サイトで継続会員に登録されていた

【事例】

パソコンの操作方法がわからなかったのので、ネット検索したところ、専門家がアドバイスする質問回答サイトを見つけた。1回質問すると500円と書かれており、支払い方法としてクレジットカード番号などを登録した。回答はあまり役に立たなかったが、500円ならいいかと思っていたところ、1か月後、クレジットカードの明細に質問回答サイトの業者から約4000円の請求があった。質問は、1回しかしていないので、業者に申し出ると、月会費が発生する継続会員に登録されていると言われた。



【アンケートバイス】

☆ ネットで無料や格安で専門家に相談できると思って会員登録すると、気づかないうちに有料会員になり、料金が請求されることがあります。

☆ サイトの表記をよく確認すると、7日間の500円トライアル期間中に解約しないと、月会費が発生する有料会員に自動的に移行することが書かれていました。

☆ 検索した際に、上位に表示された質問回答サイトを公式の業者の問い合わせフォームと勘違いして、クレジットカード番号などを入力して、会員登録されたという相談もあります。

☆ インターネット通販では、商品・サービスに関わらず、サイトに記載された条件を承諾して申し込んだとみなされます。利用規約や解約条件など、十分理解したうえで、申し込むようにしましょう。特にクレジットカードの情報を入力するときは、注意が必要です。

☆ クレジットカードの利用明細や通帳の引き落としは、毎月必ずチェックをして、心当たりのないものがないか、確認しましょう。

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時 ▼ 月～金曜日（祝日を除く）午前9時～午後4時

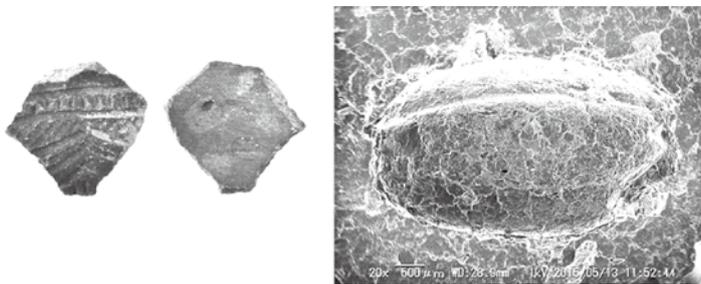
☎3682-2228

弥生人の峠越え

横野台地に位置する二軒在家原田頭はらたがしと遺跡は弥生時代中期中ごろの集落遺跡です。県内でもこの時期の集落が見つかることは非常に珍しく、東日本の弥生時代研究で注目される発見となりました。この時期は長野県を中心とする「栗林文化」が周辺地域に絶大な影響を与えます。具体的にはイネ・アワ・キビを主とした農耕、青銅器およびそれを模倣した石器、環濠集落かんごうなどがあり、これらが波及して群馬県の弥生文化は大きく変化しました。

当遺跡からは青銅器や環濠は発見されませんでした。イネ・アワ・キビの痕あとがついた土器が発見され、農耕を行っていたと考えられます。また、出土した土器は長野県の「栗林式土器」に加えて北陸地方の「小松式土器」が多く、外来の土器が目立ちます。この

ことから、中部地方の集団が移動してきたと推測できます。現代人と同じように弥生人も碓氷峠を越えて横野台地にやってきたのでしょうか。



イネの痕がついた土器(左、中央)、イネの拡大写真(右)
土器裏面(中央)に見える穴がイネの痕



令和元年度
「文化財愛護ポスター」
優秀賞(敬称略)
大野 愛理
(松井田南中学校2年)

ふるさと学習館オリジナル缶バッジ販売中



1個 100円

こうめちゃんやお蚕のかわいいオリジナル缶バッジを販売しています。たくさんの種類がありますので、ご購入希望の方は受付へお声掛けください。



New information

常設展示 一部入れ替えました！

問合せ ▶ 安中市学習の森 ふるさと学習館
安中市上間仁田951 (☎382-7622) mail : furusato@city.annaka.lg.jp

新型コロナウイルス対策支援策

新型コロナウイルス感染拡大によって、本市の経済や市民生活は大きな影響を受けています。

その現状を鑑み、市民の皆さんの生活を守るために、さまざまな支援策に取り組んでいます。最新情報は市ホームページでご覧いただくか、お問合せください。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,641	22,135	256	279
松井田地域	6,176	6,428	34	64
合計	27,817	28,563	290	343

合計 57,013人 世帯数 24,749 (令和2年7月末日現在)



お知らせ

国民健康保険からのお知らせ
**国民健康保険証を
 更新します**

更新します

○新しい保険証を9月下旬に、世帯主あてに郵送します

・世帯員全員分を同封してお送りします。

・保険証が届いたら、すぐに内容を確認してください。

・記載内容に誤りがある場合は、困国保年金課国保係または☒住民福祉課税務係までご連絡ください。

・保険証の有効期限は、生年月日によって下表のとおりとなります(国民健康保険税に滞納がある世帯を除く)。

○簡易書留郵便での送付を希望する人は次の期間中に届出をお願いします

【受付期間】 9月1日(火)～7日(月) 午前8時30分～午後5時15分

【受付場所】 困国保年金課国保係・☒住民福祉課税務係

【持参するもの】 保険証・はんこ

○現在お持ちの国民健康保険証について
 ・現在お持ちの国民健康保険証は9月30日で有効期限切れになり、使うことができなくなります。期限切れの保険

証は、困国保年金課または☒住民福祉課へ返却するか、返却できない場合には各自で責任を持って破棄してください。

○国民健康保険税は

きちんと納めましょう

・国民健康保険税は、加入者の皆さんの医療費をまかなうための大切な財源です。

・国民健康保険税を滞納すると、有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。

・災害その他特別の事情がないのに国民健康保険税を1年以上滞納している人には、保険証の代わりに「国民健康保険被保険者資格証明書」を交付します。「資格証明書」を交付された人が診療を受ける場合は、医療機関に医療費の全額を支払い、あとで申請により保険給付(7割から8割)を受けることとなります。

・国民健康保険税は納期までに納めるようにしてください。

○国民健康保険証の有効期限

生年月日	有効期限
昭和20年10月2日	75歳の誕生日の前
昭和21年9月30日	日
日	※誕生日から後期
昭和21年10月1日	高齢者医療制度
以降生まれの人	令和3年9月30日

問合せ

困国保年金課国保係

(☎内線1113)

☒住民福祉課税務係

(☎内線2160)

安中市学生等応援給付金

給付事業のご案内

市では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により修学を諦めることのないよう、学生を対象に「学びの継続」のため、給付金を給付し修学支援を行います。

対象者▼平成2年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、令和

2年4月27日(以下「基準日」という)において学校教育法に基づく高等学校、大学などに在籍し、次のいずれかに該当する学生

●基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人の所得税法または地方税法の規定による控除対象扶養親族となっている学生

●基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人が加入している健康保険の被扶養者となっている学生、または国民健康保険法の規定による修学中の被保険者の特例に該当する学生
 ※高校1年生は、子育て世帯臨時特別給付金事業および安中市子育て世帯臨時特別給付金事業の対象となっているため、本事業の対象外です。

※特別支援学校高等部、インターナショナルスクールなどの高校相当課程は高等学校に、大学院、短期大学、各種学校(予備校を含む)は大学などに該当します。

給付額▼

高校相当課程に在籍する学生は、1人につき10,000円

大学相当課程に在籍する学生は、1人につき30,000円

申請者▼基準日において、市の住民基本台帳に記録されている人で対象者を扶養している人

申請期間▼9月15日(火)から令和3年3月1日(月)(消印有効)

申請は郵送でお願いします

提出書類▼申請書、申請者の本人確認書類、申請者名義または申請者が指定した対象者(学生)本人名義の振込先の口座情報が確認できる通帳などの写し、対象者(学生)の在学証明書の原本または学生証の写し、対象者(学生)の健康保険証の写し

◎申請書、必要書類などの詳細は、「おしらせ版あんなか9月15日号」をご覧ください。

問合せ▼

生涯学習課

(☎)3933-7077

令和2年国勢調査を実施します

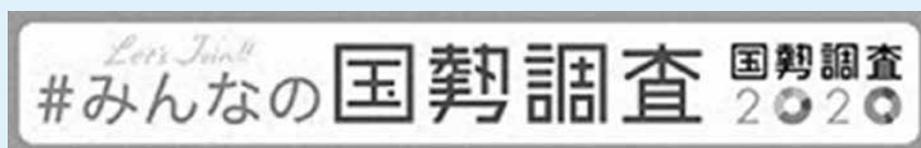
令和2年10月1日を基準日として「令和2年国勢調査」を全国一斉に実施します。

国勢調査は、日本に住むすべての人を対象とする国の最も重要な統計調査で、「統計法」という法律に基づき実施し、回答すること(報告義務)が定められています。

人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年から5年ごとに実施し、今回の調査は第1回調査から数えて100年目の節目を迎えます。

●調査結果は、少子・高齢化関連施策、医療・福祉施策や雇用対策など、各種行政施策の基礎資料となるほか、災害時に必要な物資を備えたり、コンビニの出店計画など、生活の身近なところにも役立てられます。

●パソコン・タブレット・スマートフォンから回答(オンライン回答)ができます。24時間いつでも回答することができるインターネットによる回答を推奨しています。また、紙の調査票での回答も可能です。郵送または調査員への提出にて回答してください。



●9月初旬から国勢調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。

国勢調査員は、調査を実施する総務大臣が任命した非常勤の国家公務員として調査活動にあたります。国勢調査の調査区と行政区は異なるため、お住まいの行政区とは異なる行政区の人が調査員となり訪問する場合があります。

●新型コロナウイルス感染症対策として、下記のとおり対面接触を可能な限り避ける方法で実施されます。

- ・従来は対面で行っていた調査の説明を、インターホン越しやドア越しで実施
- ・インターネット回答、または紙の調査票の郵送による提出の推奨

●回答期間

- ・オンラインの回答

9月14日(月)～10月7日(水)

- ・郵送による回答または調査員への手渡し

10月1日(木)～10月7日(水)



問合せ▼企画課情報政策係(☎内線1023・1024)

群馬県総務部統計課(☎027-226-2406)

国勢調査については、国勢調査2020総合サイトにも掲載されています。(https://www.kokusei2020.go.jp/) 右記の二次元コードから閲覧できます。

新しい人権擁護委員を
紹介します

能登美津子さんが7月1日付で法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員に就任しました。



能登美津子さん
(新任)

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで毎月の人権相談や啓発活動を行うなど、皆さんの身近な相談相手です。日常生活の中で、人権問題だと感じるご利用ください。お気軽に人権相談をご利用ください。

問合せ▼

困市民生活課相談支援人権係
(☎内線1208)

令和2年度

ひとり暮らし高齢者

保養事業の中止について

例年7月に実施しているひとり暮らし高齢者保養事業について、「おしらせ版5月15日号」で実施時期の延期をお知らせしたところですが、新型コロナウイルス感染症の感染状況をもとに検討した結果、今年度は中止と決定しました。関係者の皆さんにはご理解をいただきますようお願いいたします。

問合せ▼

困介護高齢課高齢者対策係
(☎内線1181・1182)

困住民福祉課健康介護係
(☎内線2151・2152)

令和2年度

敬老祝金の支給について

例年9月に実施している敬老祝金の支給について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、今年度は民生委員や職員による対面での配布は中止し、申請による指定口座への振り込みとします。
対象の人には、9月上旬に市から申請書を郵送しますので、必要事項を記入のうえご提出をお願いします。

問合せ▼

困介護高齢課高齢者対策係
(☎内線1181・1182)

困住民福祉課健康介護係

本市民課
休日窓口開設日

9月6日・20日 10月4日
午前8時30分～正午

業務内容

- 住民票の写しの交付
- 戸籍謄本・抄本の発行
- 印鑑証明書の発行
- その他市民課取扱各種証明書の発行

(☎内線2151・2152)

「市民パソコン教室」

「初心者パソコン講座」

令和3年3月末まで

中止のお知らせ

例年、毎週木・土曜日に開催している「市民パソコン教室」、年3回実施している「初心者パソコン講座」は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和3年3月末まで中止期間を延長することにしました。
ご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ▼

安中市文化センター
(☎381-0586)

測量実習にご理解と

ご協力をお願いします

国土交通大学校では、昨年度に引き続き、国土地理院の新任技術系職員を対象とした測量実習を実施します。
この実習は、測量業務に必要な基礎知識および基礎技術の修得、測量技術者としての資質の向上を図ることを目的に行われるものです。
歩道の通行や車両走行などにご迷惑をかけないよう努めますので、市民の皆さんのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

実習期間▼

9月23日(水)～10月9日(金の17日間)

実習場所▼

原市地区・嶺地区

問合せ▼

国土交通省国土交通大学校測量部基本測量科
(☎042-321-9010)

宝くじの助成金により

コミュニティ活動の

備品を整備しました

(二財)自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源として実施しているコミュニティ助成事業を行っています。
この事業は、宝くじの普及広報を行うこと、コミュニティの健全な発展を図ることを目的に、自治会などへ助成を行っているものです。
安中市原市地区第八区では、この宝くじの助成金により獅子舞などの祭典用具を整備しました。





地域おこし協力隊 活動報告 Vol.28

地域おこし協力隊の後藤です。

碓氷峠鉄道文化むらをはじめとする横川・坂本地区の活性化に向けて、主にイベントの企画に携わっていましたが、残された任期もあとわずか。あっという間の3年間、本当にたくさんの人にお世話になりました。すべての人に自分が企画したイベントを知っていただくのは非常に難しいことでしたが、自分にしかできない企画を実現できた経験は、大きな自信につながりました。

今回が最後の活動報告となりますが、まだまだやりたいこと、やり残したことは山ほどあります。これからも碓氷峠の鉄道施設を安中市の財産として大切に、発展させていく関係者の姿勢にご理解いただけたらと思います。最後は、修復作業に全力で取り組んだあさま号の写真で終わりにしたいと思います。



問合せ▼

困行政課 行政係

(☎内線1045)

国民年金からのお知らせ

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度があります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておく、将来の年金(老齢年金)や、障害など不測の事態が生じたときの年金(障害年金)を受け取ることができない場合があります。

申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

令和2年度分の承認期間は、令和2年7月から令和3年6月までです。

納付猶予制度

50歳未満で、本人および配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が

猶予されます。

令和2年度分承認期間は、令和2年7月から令和3年6月までです。

学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

令和2年度分の承認期間は、令和2年4月から令和3年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度とともに、原則として毎年申請が必要です。

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業などによる理由を除く)。

第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届出が必要になります。

配偶者が退職したとき

3号から1号へ：本人が市役所へ届出

配偶者が転職したとき

(退職した翌日に再就職したとき)

3号の種別確認：転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届出

配偶者が死亡したとき

3号から1号へ：本人が市役所へ届出

本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

3号から1号へ：本人が市役所へ届出

配偶者が65歳になったとき

3号から1号へ：本人が市役所へ届出

問合せ▼

高崎年金事務所 国保年金課

(☎027-322-4299)

STOP! あおり運転!!

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



- 「思いやり・ゆずり合い」の運転を!
- ドライブレコーダーをつけましょう!
- あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を!

100歳おめでとうございます
 次の皆さんが、100歳を迎えられました。これからも元気に過ごしてください。



7月9日 吉田 須津子 さん(嶺)



7月28日 新井 とも子 さん(松井田町土塩)

**令和2年秋の
 全国交通安全運動**
 運動期間

9月21日(月・祝)～9月30日(水)

年間スローガン

いそいそでも、心のブレーキ かけましょう

サブスローガン

大事です 安全確認 右左

運動の目的

広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の重点

- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止



廃線ウォーク

開催のお知らせ

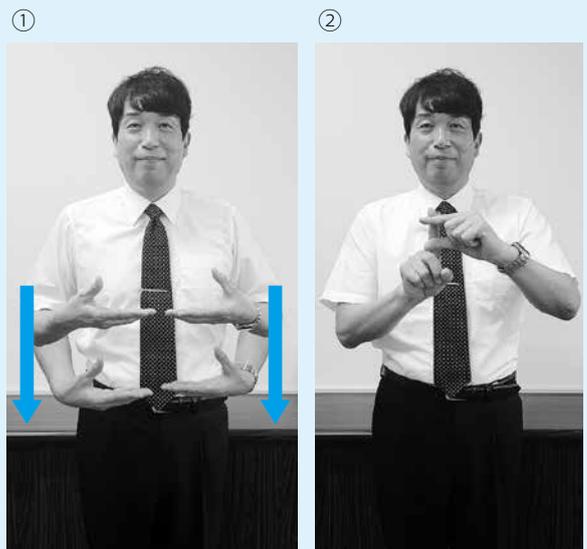
廃線ウォークは3つのコースを月一回ずつ開催しています。

市内の人にもっと身近に楽しんでもいただくため、特別価格でご案内します。昼食の「峠の釜めし」は廃線ウォーク限定バージョンとして、漫画「新・駅弁ひとり旅」とのコラボパッケージでのご提供です。

開催日時▼Webサイトで、10・11月の

手話で伝えよう Vol.21

今月の手話で伝えようは【安中】です。



解説

- ①は安心するという単語です。手のひらを上に向け、胸のあたりに置き下におろす。
- ②左手親指、人差し指の真ん中に右手人差し指をあてる。漢字の「中」の形。
- ①・②と順番に表して、【安中】になる。

(安中市立松井田東中学校長 田島 浩之)

開催日程をご確認ください

集合場所▼横川もしくは軽井沢

参加費▼5,000円(昼食代金を含む)

支払い方法▼催行3日前までに窓口

(横川オフィスまたは磯部オフィス)でお支払いください。

申込み▼参加者全員の氏名、年齢、住所、電話番号を記入のうえ、Webサイト

「あんとりっぷ」(<https://www.ant-rip.jp/>)からお申込みください。

なお、FAX(329-6205)、横川オフィスおよび磯部オフィスの窓口

でも受け付けています。

※廃線ウォークの詳細について、Web

サイト「あんとりっぷ」をご覧ください。

問合せ

(二社)安中市観光機構横川オフィス

(☎329-6203)



「認知症サポーター養成講座」開催について

認知症サポーターとは、認知症についての正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を支えていく応援者です。何か特別なことをする必要はありません。みなさんで、認知症の人たちを温かい目で見守っていきましよう(この講座を受講されると、上級サポーターの「ステップアップ

「講座」を受け
ることができま
す。

みなさんお誘
いあわせのう
え、ぜひご参加
ください。

内容▼認知症を
理解するための
基礎講座

定員▼20人(先着順)

日時▼9月28日(月)午後2時～3時30分

会場▼困305会議室

申込み・問合せ▼

【困地域包括支援センター】

(☎内線1188・1189)

※感染症対策のため、参加する際はマ
スクの着用をお願いします。

※新型コロナウイルスなどの影響で、
中止になる場合があります。

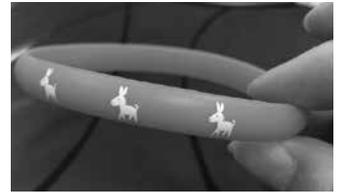
「脳の若返り教室」

タブレットを使ってゲームをして、
みんなで楽しく脳若トレーニングを受
けませんか。スタッフが丁寧に補助し
ますので、安心してご参加ください。
※タブレットの使い方のみを教える講
座ではありません。

※新型コロナウイルスなどの影響で、
中止になる場合があります。

※感染症予防のため、マスクの着用を
お願いします。

※当日は自宅での体温測定を行い、発



参加者にはオレンジリングを
差し上げます

熱などの症状がある場合の参加はご遠
慮ください。

日時▼

○10月5日(月)午前10時～11時

○10月12日(月)午前10時～11時

○10月19日(月)午前10時～11時

場所▼困大会議室

対象者▼市内在住の概ね65歳以上の
人で、3日間参加できる人優先

参加費▼無料

持ち物▼飲み物、筆記用具

定員▼10人(先着順)

申込期間▼9月9日(水)午前9時～

申込み・問合せ▼

【困地域包括支援センター】

(☎内線2156・2157)

一般介護予防教室
**ステイホームで運動不足に
なった体を元気にしよう!**

「健康ソフト体操教室」
最近家にいる時間が長くなって、運
動不足を感じていませんか。運動不足
の体を、ストレッチや軽い筋トレで活
性化し、免疫力を上げましょう。

※新型コロナウイルスなどの影響で、
中止になる場合があります。

※感染症予防のため、マスクの着用を
お願いします。

※当日は自宅での体温測定を行い、発
熱などの症状がある場合の参加はご遠
慮ください。

日時▼

○10月8日(木)午後1時30分～3時

○10月15日(木)午後1時30分～3時
○10月22日(木)午後1時30分～3時

場所▼松井田文化会館小ホール

対象者▼市内在住の概ね65歳以上の
人で、3日間参加できる人優先

※少し膝や腰の痛い人でも無理をせず
参加できます

参加費▼無料

持ち物▼中身の入っていない500ml
のペットボトル2本、ヨガマットかバ
スタオル、タオル(手ぬぐいサイズ)、
座布団または枕(初日のみ)、飲み物

定員▼15人(先着順)

申込期間▼9月10日(木)午前9時から

申込み・問合せ▼

【困地域包括支援センター】

(☎内線2156・2157)

**フレイルを
予防しましょう Vol.6**



安中市独自の体操「安中元気いきいき体操」の一
場面です。

両腕を腰に当て、左右交互に足を体の横に踏み出
し、踏み出した方の膝を軽く曲げます(左右2回)。
姿勢は保ったまま行い、バランスを崩して転倒し
ないように注意してください。

「安中元気いきいき体操」は、安中市ホームページから動画をご覧いただけます。また、DVDの無
料配布も行っています。

正しい方法、詳しい内容は困地域包括支援センター
(☎内線1189)までお問合せください。



健康

ぐんま妊娠SOS

思いがけない妊娠に一人で悩んでい
ませんか。群馬県では、妊娠に特化し
た相談窓口『ぐんま妊娠(にんしん)
SOS』を開設し、メール相談と電話
相談を助産師がお受けしています。ど
うぞご利用ください。

【メール相談】ぐんま妊娠SOSホー
ムページ(<https://gunma-ninshin-sos.com/>)
のメールフォームから(24時間受付)

【電話相談】☎0276-137156
60(火・土曜日、午後7時～10時)

【相談費用】無料(通話料、通信料は相
談者負担)

行事カレンダー

9月1日▶10月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
9月			12	土	●第43回東溪書展 文化会館 9:30～17:00	10月		
1	火		13	日	●第43回東溪書展 文化会館 9:30～15:00	1	木	●ふるさと学習館企画展 「あの日 あの頃 この町で」 (～令和3年2月21日)
2	水	●体育施設利用者調整会議(10～12月) ・旧安中市屋外施設 [㊦] 18:30～ ・旧松井田町屋内外施設 [㊦] 18:30～	14	月		2	金	
3	木	●第3回安中市議会定例会 開会(予定)9:00～	15	火	●第3回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～	3	土	
4	金	●第3回安中市議会定例会 決算審査特別委員会(予定)9:00～	16	水	●第3回安中市議会定例会 一般質問(予定)9:00～	4	日	
5	土		17	木		5	月	
6	日		18	金	●第3回安中市議会定例会 閉会(予定)9:00～	6	火	
7	月	●第3回安中市議会定例会 決算審査特別委員会(予定)9:00～	19	土		7	水	●子育てサポーター養成講座 文化センター大会議室
8	火	●第3回安中市議会定例会 決算審査特別委員会(予定)9:00～	20	日		8	木	●子育てサポーター養成講座 文化センター大会議室
9	水	●第3回安中市議会定例会 総務文教常任委員会(予定)9:00～	21	月・祝	●秋の全国交通安全運動(21日～30日)	9	金	
10	木	●第3回安中市議会定例会 福祉民生常任委員会(予定)9:00～	22	火・祝		10	土	
11	金	●第3回安中市議会定例会 経済建設常任委員会(予定)9:00～ ●第43回東溪書展 文化会館 9:30～17:00	23	水		11	日	●新島学園演劇部自主公演 文化センターホール 14:00～16:30
			24	木		12	月	
			25	金	●第9回農業委員会総会 [㊦] 201会議室 13:30～	13	火	
			26	土		14	水	
			27	日		15	木	
			28	月				
			29	火				
			30	水				

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

令和元年度人権作品集「おもいやり」から 相手を理解すること

安中市立松井田南中学校
二年 大野 佳美

(8月号よりつづき)

私は今回の体験をきっかけに、福祉について調べてみました。そして私が興味を持ったのは、ユニバーサルデザインという考え方です。ユニバーサルデザインとは、例えばシャンプーの容器の側面にある刻みです。この刻みは、触っただけでシャンプーとコンディショナーを区別できるようなにつけられたものです。目の不自由な方だけではなく、健常者が目をつぶって髪を洗う時にもとても便利です。特定の誰かではなく、誰もが便利に使うことが出来る、それがユニバーサルデザインなのだということを改めて知りました。

私は今回の活動を通して感じたことがあります。それは支援する側と支援される側、特定の誰かに何かをしてあげるといふ考え方はなく、性別、年齢、身体的な能力などの違いに関係なく、誰もが暮らしやすい社会にするという観点が必要だということです。私の周囲を見渡してみると、色々な個性を持った人がいます。背の大きい人、小さい人、運動が得意な人、苦手な人、声の大きい人、小さい人……。だからこそ、お互いの違いを理解しようとする姿勢や相手の立場を尊重しようとする姿勢が大切なのだと思います。そして誰もが尊重され暮らしやすくなるにはどうすれば良いのかと考えるべきなのです。

これから私は、誰もが幸せに暮らせる社会を目指し、初めて会った人や後輩、自分とは立場の違う人のことも、自分なりに理解する努力をしたいと思っています。
(おわり)

休館のご案内

恵みの湯	9/1・15	10/6	碓氷川熱帯植物園	9/1・8・15・23・29	10/6・13
峠の湯	9/8・23	10/13	スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)	9/7・14※・20・23・24・25・28※	10/5・12※
鉄道文化むら	9/1・8・9・10・15・23・29	10/6・13	学習の森	9/1・8・15・23・24・29	10/6・13
文化センター(※は図書館のみ休館です)	9/1・7※・8・9※・10※・11※・15・22・23・29・30※	10/6・13	いきいき長寿センター	9/7・14・21・23・24・28	10/5・12
文化会館	9/7・14・23・28・30	10/5・12			

相談案内

9月1日▶10月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 9/3・17 10/1・15 9時～11時30分 ☎ 9/7 10/5 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 9/4・18 10/2 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
人権相談	☎ 9/17 10/15 13時30分～15時30分 ☎ 9/18 13時30分～15時30分	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く)	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分 ☎ 毎週金曜日(祝日を除く) 14時～16時	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	消費生活センター(☎382-2228)
無料税務相談	☎ 9/3 10/1 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く)10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
成年後見制度に関する相談	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1188) (65歳未満) ☎ 福祉課(☎内線 1155)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
ひきこもりに関する相談	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
若者就職活動個別相談	☎ 9/1 10/6 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日 9時～11時30分	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211) (会員対象)

※新型コロナウイルス感染症の影響により、相談日時が変更および中止になる場合があります。



給水管修理当番業者 (9月1日～10月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

9月	16日	16・25・4	10月	
1日	13・24・17	17日	12・24・17	
2日	14・19・18	18日	15・19・18	
3日	10・2・22	19日	13・2・22	
4日	20・8・5	20日	14・8・5	
5日	23・1・3	21日	10・1・3	
6日	9・11・6	22日	20・11・6	
7日	16・21・7	23日	23・21・7	
8日	12・25・4	24日	9・25・4	
9日	15・24・17	25日	16・24・17	
10日	13・19・18	26日	12・19・18	
11日	14・2・22	27日	15・2・22	
12日	10・8・5	28日	13・8・5	
13日	20・1・3	29日	14・1・3	
14日	23・11・6	30日	10・11・6	
15日	9・21・7		15日	15・1・3

業者名	TEL	業者名	TEL
1 (株)群馬水工	382-9433	14 (株)半田組	385-8374
2 (有)入沢電気商会	382-1609	15 (有)福美商事	381-0293
3 (有)内堀設備工事	393-0157	16 (有)松本住設	385-6278
4 (有)黒須設備工業	381-1148	17 (株)茂木設備	381-6616
5 群栄工業(株)	393-1012	18 (有)山田タイル工業	381-0075
6 児玉工業(有)	393-3118	19 (株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
7 (有)佐藤商店	395-2323	20 (株)ユタカ	385-7647
8 佐藤燃料(株)	381-1111	21 オオカワラ住器	382-1987
9 (有)渋谷設備	381-1262	22 (株)反町備工	384-2058
10 (有)ジーワイ燃設	382-2891	23 第一設備工業(有)	385-8769
11 (有)須藤工業	388-1178	24 (株)フェニックス	382-5262
12 (有)武美工業	382-5061	25 (株)白坂工業	382-4710
13 (有)田中工作所	385-4126		

こんなお悩み お持ちではないですか？

- 初めての妊娠、出産で不安がある
- 子育てを助けてくれる人が近くにいない
- 予防接種の受け方を知りたい
- 母乳やミルクが足りているか心配
- 離乳食の進め方を知りたい
- 子どもの言葉や発達に心配がある
- イライラして子どもに当たってしまう…など



安中市子育て世代 包括支援センター

包括支援センター

令和2年4月より、妊娠期から子育て期までの総合相談窓口である「安中市子育て世代包括支援センター」を設置しました。

保健師・栄養士が、妊娠・出産・子育てに関するさまざまな悩みや質問にお答えしますので、お気軽にご相談ください。

相談方法▼直接、センターにお越しいただくか、お電話でお受けしています。

来所相談▼

○**受付時間**：月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前8時30分～午後4時30分

○**相談場所**：困健康づくり課保健指導係（安中市保健センター12階）※予約制

○**電話番号**：子育てハートフルライン
☎382-8825（相談専用ダイヤル）

困健康づくり課保健指導係（☎内線1174）

電話相談▼

○**受付時間**：月曜日から金曜日（祝日・年末年始は除く）午前8時30分～午後5時15分

○**電話番号**：子育てハートフルライン
☎382-8825（相談専用ダイヤル）

困健康づくり課保健指導係（☎内線1174）



問合せ▶困健康づくり課保健指導係（☎内線1174）

広告

広告

広告